

陳情第4号  
2021年2月15日

国立市議会議長 石井伸之 様

## 大深度地下特別措置法の改正及び外環道工事の中止を求める陳情

### 【陳情の趣旨】

2020年10月18日、東京都調布市つつじヶ丘にて住宅地の真下が陥没する事故が起きた。陥没は6㍍×5㍍×深さ5㍍と巨大であり、人的被害がなかったのが不幸中の幸いであった。その後、2020年11月3日、11月14日、2021年1月14日に立て続けて巨大な空洞が見つかった。なぜ、今頃になって空洞発見の報道があつたのか理解に苦しむ。事前調査が不十分だったか、事実を隠蔽していたとしか思えない。

住民はシールドマシンが通過する8月中旬にはトンネル工事の影響を感じていたという。また、毎日続く振動と騒音に悩まされ、自宅のブロック塀に亀裂が走る被害も発生していた。更には、日本経済新聞が衛星データの分析を行ったところ、工事掘削機が通過した直後に周辺で2~3㌢の沈下と隆起が発生していることも判明した。

2020年12月18日に工事事業者のNEXCO東日本が、ようやく「因果関係を認めざるを得ない。住民におわびする」と正式に因果関係を認めた。

既に2018年の時点で、一息吸えば即死するほどの酸欠濃度の空気(酸欠気泡)が地下の掘削現場から調布市を流れる野川に何度も湧き出ている。当時は、この酸欠気泡も外環道工事との因果関係が想定されたにも関わらず工事が継続され、今回の惨事につながっている。この酸欠気泡も外環道工事が起因と事業者側は認めている。

この工事の法的根拠は「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(以下、大深度法)」である。東京外環道計画は、1966年に計画決定されたが、数千戸を立ち退かせての道路建設には無理があり1970年に一度全面凍結されている。しかし、大型公共事業を景気の立てこ入れの材料にしたい建設業界、自民党政権、国土交通省、東京都などは、大深度地下開発の技術、法制対策を進め、当時の扇千景国交相、石原東京都知事が中心となり、外環道建設を地下化によって進めることができるよう、2009年5月に制定された。大深度法は「地下40メートル以深」「基準杭の支持地盤上面から10メートル以深」のいずれか深い方を「大深度地下」として、勝手に使用認可の対象としたものである。

元々、安全性に関する根拠及び説明が不十分なまま工事は進められ、周辺住民はこのような陥没事故は「いつかは起きる」と感じ、2017年12月には東京地裁に大深度法の違憲性、危険性、不当性を問う訴訟を起こしている。この訴訟中にも関わらず、事業者は土地収用法により使用権を取得できるため、強引に工事を進めてきた結果が、今回の事故発生となっている。

この大深度法は、以下4つの問題点がある。

- 1.「地下40㍍以深ならば地上に影響が出る事はない」とした科学的根拠がないこと。
- 2.都市計画法の建築制限がかけられ、国の先買権が発生、地中拡幅部などでは区分地上権が設定され、財産価格が低下すること。
- 3.工法の安全性が担保されなくとも、土地収用法により事業者は使用権を取得できるため、強引に工事を進められること。
- 4.補償について何も規定されていないこと。

今回の事故をふまえると、「地下40㍍以深ならば地上に影響が出る事はない」との前提が、全く根拠がなかったものと言わざるを得ない。

今後、このまま安全性の根拠乏しく、承諾もないまま万一の補償がないこの法にもとづき、地下工事が発生すれば、陥没事故や酸欠気泡などの被害が出ることは容易に想像がつく。また、地下トンネル工事では事故が続出しており、そもそも工法を含めた安全性に疑問があり、地下の水質、水位、枯渇などにより環境破壊の懸念も払拭できない。今更ながら、土壤補強、空洞埋めの対策を行っているが、現状の大深度法のままでは、今後のリニア工事や国立でも俎上にあがった場合に、周辺住民の財産権と安全な生活環境を保障することはできない。

大深度法を根拠とする工事は、地上の安全性が保障できない以上

憲法第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

②財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

③私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

を侵害する憲法違反として、見過ごす訳にはいかない。

#### 【陳情事項】

政府、国交省、衆参両議院、東京都知事に対し、上記、4つの問題点に対する改善を織り込んだ大深度法の改正を求めると共に、住民の財産権、安全生活の確保が図れないのであれば、東京外環道の地下トンネル工事を中止するよう、国立市より意見書の提出を求めます。

以上